

江南市立地適正化計画における届出制度について

江南市では、令和2年3月31日に、都市再生特別措置法に基づく「江南市立地適正化計画」を策定・公表する予定です。

計画の公表により、同法第88条及び第108条の規定に基づき、江南市立地適正化計画で定めた居住誘導区域外において一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について届出が必要となります。概要につきましては下記の通りですが、ご不明点等ございましたら、担当までご連絡ください。

記

(1) 立地適正化計画とは

都市再生特別措置法第81条に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことであり、今後の人口減少や超高齢社会などの課題に対応して、医療・福祉施設、商業施設などの生活利便施設や住居などがまとまって立地する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の集約型都市構造の形成を進めるための新たな計画制度です。

(2) 届出対象行為

1) 居住誘導区域に関する届出

① 居住誘導区域外における開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

② 居住誘導区域外における建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

2) 都市機能誘導区域に関する届出

① 都市機能誘導区域外における開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

② 都市機能誘導区域外における建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

③ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする行為

(3) 届出提出先

江南市役所 都市計画課

(4) その他

計画書及び届出の詳細につきましては、江南市 HP 及び都市計画課窓口にて公表しています。

URL : <https://www.city.konan.lg.jp/soshiki/toshiseibi/1002020/1006330.html>

【担当】

江南市役所 都市整備部 都市計画課

都市計画グループ

T E L : 0587-54-1111 (内線 334、361)

F A X : 0587-56-5952

M A I L : tokei@city.konan.lg.jp